別記２

**会議開催のお知らせ**

**蔵王町企画審議会**

■日時：令和６年７月２日（火）１３時３０分から

■場所：蔵王町地域福祉センター　大ホール（蔵王町大字円田字愛宕前３３番地）

■議題：

１　総合戦略における重要業績評価指標（ＫＰＩ）の実績値報告について

　２　第五次長期総合計画（後期基本計画）に係る評価及び取組状況等について

■傍聴定員：５人

傍聴を御希望の方は、会議開催の３０分前から１０分前までに、当該会議の会場で受付をしてください。なお、傍聴の受付は、先着順に行い、定員を超えた場合は抽選により決定します。

■その他：

開催当日に、急きょ非公開、中止又は延期が決定される場合があります。

■問合せ先：蔵王町まちづくり推進課

電話０２２４－３３－２２１２（内線２３１）

蔵王町企画審議会傍聴要領

　（趣旨）

第１条　この要領は、蔵王町企画審議会（以下「審議会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

　（傍聴の手続等）

第２条　審議会の会議を傍聴しようとする者は、傍聴受付簿に氏名及び住所を記入しなければならない。ただし、報道関係者については、この限りでない。

２　傍聴の受付は、審議会の開催当日、開催場所において開催定刻１０分前までの間に行うものとする。

３　審議会の会長（以下「会長」という。）は、会議の開催場所等の状況により必要があると認めるときは、傍聴を認める定員の数を制限することができる。その場合において、傍聴を予定する者の決定は、原則として抽選により行う。

　（報道関係者の傍聴に係る手続等）

第３条　報道関係者は、取材等のため審議会の会議を傍聴しようとするときは、あらかじめ会長の許可を受けなければならない。

２　前項の規定により許可を受けた者は、審議会の会議を傍聴するときは、腕章等を着用することにより、報道関係者であることを明示しなければならない。

　（傍聴することができない者）

第４条　次の各号のいずれかの該当する者は、審議会の会議を傍聴することができない。

（１）銃器、爆発物その他危険のおそれのあるものを所持している者

（２）酒気を帯びていると認められる者

（３）貼り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を所持している者

（４）前３号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

　（傍聴人の守るべき事項）

第５条　傍聴人は、審議会の会議を傍聴するに当たっては、次に掲げる事項を守らなければならない。

（１）静かに傍聴し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

（２）談笑、騒ぎ立てること、みだりに席を離れること、その他の議事の妨げ及び他人の迷惑になる行為をしないこと。

（３）鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。

（４）撮影又は録音をしないこと。

（５）飲食又は喫煙をしないこと。

（６）会長及び係員の指示に従うこと。

（７）前号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となる行為をしないこと。

　（傍聴人の退場等）

第６条　傍聴人がこの要領に違反したときは、会長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

２　傍聴人は、審議会において会議非公開の議決があったときは、速やかに、退場しなければならない。

　（傍聴人への会議資料の閲覧）

第７条　審議会は、会議が終了するまでの間、会議資料（蔵王町情報公開条例（平成１１年蔵王町条例第２７号）第１１条又は第１２条に規定する非開示情報が記録されている部分を除く。）を当該会場に備え、傍聴人に閲覧させることができる。

　（その他）

第８条　この要領に定めるもののほか、審議会の傍聴に関し必要な事項は、会長が定める。

附　則

　この要領は、令和５年５月２３日から施行する。